

宇都宮共和大学が求める教員像及び教員組織の編制方針

1. 求める教員像

宇都宮共和大学に勤務する専任教員は、本学の教育理念・目的が「建学精神である『人間形成の教育』に基づき、時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的」(学則第1条)としていることを深く理解しなければならない。また、教員の教育研究活動は、所属する学部の教育目的(大学の目的に関する内規)に定める目標を達成するために行われなければならない。

本学の教員は、法令及び学内規定等を遵守するとともに、大学の定める理念・目的を深く理解し、人格、見識、研究活動、社会活動において地域社会から、社会的信頼と評価を得るよう努めるものとする。また、宇都宮共和大学専任教員等の昇進に係る内規に、研究上、教育上及び業務活動上の業績と能力の基準が定められていることを理解し、研究、教育及び業務活動に関する業績・能力を高めるよう、常に研鑽を積むことを心掛けるものとする。

2. 教員組織の編制方針

上記の教員像に基づき、以下のように教員組織を編成する。

- (1) 教育目標を達成するため、カリキュラムポリシーに対応できる教員組織を編成する。
- (2) 実践的な教育研究活動に対応できる教員組織を編成する。
- (3) 教員構成については、特定の範囲の年齢及び性別に偏ることがないように配慮する。
- (4) 教員の選考等については、学内規程及び内規を適切に運用する。
- (5) 宇都宮共和大学FD部会に関する内規に基づき、教員の質の向上に努める。

3. 以上の方針に基づき、各学部において以下の教員配置を行う。

- (1) シティライフ学部においては、経済・経営分野、都市づくり分野、社会・法律分野、情報分野及び語学分野にかかる教員を配置するとともに、教職課程に必要な教員を配置する。
- (2) 子ども生活学部においては、保育の内容・方法に関する分野、保育の本質・目的に関する分野、保育の表現方法に関する分野、保育対象に関する分野及び保育実習に関する分野にかかる教員を配置するとともに、教育職員免許法及び保育士養成課程教科目に適合する教員を配置する。